

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：産業開発・公共政策部
案件名：省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2015年12月下旬

2 参加要件

日本国で実施されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における省エネルギーに係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月17日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月20日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月中旬
- (5) 契約交渉 : 6月下旬

5 業務の目的

ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）は、近年、年率6-7%程度の急激な経済成長を遂げている一方、経済成長を上回る年率10%以上の水準でエネルギー消費量が伸びており、2015年にはエネルギー純輸出国から輸入国へと転換を迫られると懸念されている。また、近年は乾季の水不足等の影響で電力需給も逼迫しており、今後も順調な経済成長を続けるためには、エネルギーを効率的に運用する社会経済構造を形成する必要がある。

そのような中、JICAは2008年から2009年まで「省エネルギー促進マスタープラン調査」を実施し、省エネルギー普及促進のためのロードマップを策定した。この調査結果を受けて、ベトナム政府は、指定事業者のエネルギー消費効率を管理・促進していくためのエネルギー管理制度及びエネルギー診断制度を含めた省エネルギー関連諸制度を確立するため、「省エネルギー及びエネルギーの効率的利用に関する法律（省エネルギー法）」を2011年1月に施行している。これにより、ベトナムで省エネルギー行政を所管する商工省（MOIT：Ministry of Industry and Trade）では、エネルギー管理士及びエネルギー診断士の人材育成のための研修センター設立に向けた組織や用地の検討、研修及びその資格制度を規定する省令の制定などを進めている。また、デンマーク政府援助機関（DANIDA）の支援を受けながら、人材育成カリキュラム及びテキスト（理論研修のみ）の作成等も行っている。しかしながら、エネルギー管理士及びエネルギー診断士が実務を身に着けるための効果的な体制構築が課題となっていることから、実技研修を伴う人材育成・資格制度の導入のために、ベトナム政府は日本政府に対し2010年7月に「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト」を要請した。

本事業で支援予定であるエネルギー管理制度の構築は、有償資金協力「気候変動対策プログラムローン」のポリシーアクションとして位置づけられており、「ベ」国政府等の関心は高い。また、エネルギー管理制度の導入に伴い、省エネルギー機器や設備に対する優遇税制、補助金制度、低利融資等が求められており、有償資金協力「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業」のツー・ステップ・ローンやリボルビングファンドの案件発掘やエネルギー診断において、本事業との連携が期待されている。

本事業の前提条件として、省エネルギー研修センターの活用に係る法的位置づけ及び研修センターのサイト選定が重要であったためJICAではこれらを促進するために、同一プロジェクトを2つのステージに分け、研修センターのサイト選定までの準備段階として2011年9月から2012年9月まで「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ1）」を実施した。ステージ1の協力を通じて実技研修を含む研修センターの資格基準が省令に反映され、2012年7月に対象サイトがホーチミン市商工局（以下、DOIT-HCMC：Department of Industry and Trade, Ho Chi Minh City）傘下のプラスチック・ゴム技術・省エネルギー研修センター（以下、PRET：Plastic-Rubber Technology and Energy Conservation Training Center）に決定した。これらの前提条件が整ったことから、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のための研修カリキュラム、研修テキスト、実習機材の整備及び、研修講師を育成するために「省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト（ステージ2）」を実施することとした。

想定されている活動の内、エネルギー管理士及びエネルギー診断士育成のためのカリキュラム、テキスト、試験・資格制度の整備は、中央政府であるMOITの管轄のため、国家資格制度構築支援はハノイで実施し、実習機材による実技研修の実施は地方行政であるDOITの管轄のため、省エネルギー研修センター設立支援はホーチミンで実施する予定である。本事業の日本側の実施体制として、本業務を受託するコンサルタントに加え、別途、長期専門家、及び、機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）の投入を予定している。本業務を受託するコンサルタントは、主としてハノイにおける国家資格制度構築支援を行い、機材調達契約を受注するコンサルタントは、主としてホーチミンにおける省エネルギー研修センター設立支援を行う。長期専門家は、事業全体に係る助言及び調整を行う。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア 上位目標

省エネルギー法下の指定事業者における省エネルギー活動が推進される。

イ プロジェクト目標

エネルギー管理士・診断士の育成に必要な能力を有する研修センターが設立され運用できるようになる。

ウ 成果

成果1 エネルギー管理士・診断士育成のための研修カリキュラム、テキスト、実習機材が整備される。

成果2 カウンターパートがエネルギー管理士育成のための実技研修を実施できるようになる。

成果3 カウンターパートがエネルギー診断士育成のための実技研修を実施できるようになる。

成果4 カウンターパートの企業に対する省エネルギー活動の普及啓発能力が強化される。

エ 業務対象地域

ハノイ（国家資格制度構築支援）

ホーチミン（研修センター設立支援）

オ プロジェクト実施体制（ベトナム側）

商工省（MOIT）

ホーチミン市商工局（DOIT-HCMC）

プラスチック・ゴム技術・省エネルギー研修センター（PRET）

カ プロジェクト実施体制（日本側）

長期専門家

業務実施契約（本業務）

機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）

(2) 業務内容

ア ワーク・プランの策定・協議

イ エネルギー管理士・診断士育成のための研修カリキュラム、テキスト、実習機材の整備（成果1）に係る活動

(ア) ベースライン調査の実施

(イ) DANIDA版、MOIT版カリキュラム・テキストのレビュー

(ウ) 実習カリキュラム・プログラムの整備

(エ) 実習機材の整備に係る実習機材・研修機能仕様（案）の作成

(オ) 試験・資格制度の整備

(カ) 必要な法令への反映

ウ カウンターパートに対するエネルギー診断士育成のための実技研修に係る技術移転（成果3）に係る活動

(ア) 工場・ビルにおける施行エネルギー診断の実施

エ カウンターパートの企業に対する省エネルギー活動の普及啓発能力の強化（成果4）に係る活動

(ア) 省エネルギー制度・技術に関するワークショップの実施支援

(イ) 省エネルギー関係機関間のネットワークの構築支援

(ウ) 円借款との連携支援

・有償資金協力「気候変動対策プログラムローン（SPRCC）」との連携

・有償資金協力「省エネルギー・再生可能エネルギー促進事業（EEREPP）」との連携

オ 長期専門家及び機材調達契約（機材供与、本邦研修、短期専門家）との連携・情報共有

7 成果品等

(1) 業務計画書（第1次、第2次） (2013年6月下旬、2015年4月上旬)

(2) ワークプラン（第1次、第2次） (2013年8月下旬、2015年5月上旬)

(3) プロジェクト業務進捗報告書（第1次） (2015年2月下旬)

(4) プロジェクト業務完了報告書 (2015年12月上旬)

(5) 技術協力成果品

ア ベースライン調査報告書 (2013年10月上旬)

イ 実習機材・研修機能仕様書（案） (2013年10月上旬)

ウ 理論カリキュラム・テキストレビューに係る報告書 (2014年1月下旬)

エ 実技カリキュラム策定に係る報告書 (2014年1月下旬)

オ 試験・資格制度報告書 (2015年2月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/省エネルギー（法制度）（評価対象予定者）

(2) 省エネルギー（試験・資格）（評価対象予定者）

- (3) 省エネルギー（電気）
- (4) 省エネルギー（熱）
- (5) 省エネルギー（機材計画）（評価対象予定者）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・本業務受注コンサルタントは、機材調達契約への参加を認めない。
- ・2012年9月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・2013年2月に基本合意文書（MOU）署名済み。
- ・本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」（ ）のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う。

緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。